WELLNET

第35回
定時株主総会
招集ご通知

日時　平成29年9月27日（水曜日）午後 2 時

※株主総会開催前午後１時から経営報告会を開催いたします。

場所　東京都千代田区丸の内三丁目５番１号
東京国際フォーラム　ホールＤ５

目　次

第35回定時株主総会招集ご通知	1
（提供書面）	
事業報告	5
計算書類	20
監査報告書	22
株主総会参考書類	26

ウェルネット株式会社
証券コード　2428

証券コード　2428
平成29年９月８日

株　主　各　位

東京都千代田区内幸町一丁目１番７号
ウェルネット株式会社
代表取締役社長　宮　澤　一　洋

第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第35回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成29年９月26日（火曜日）午後６時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成29年９月27日（水曜日）午後２時
※株主総会開催前午後１時から経営報告会を開催いたします。

２．場　　所　東京都千代田区丸の内三丁目５番１号
東京国際フォーラム　ホールＤ５
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　第35期（平成28年７月１日から平成29年６月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の設定の件
第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の設定の件
第８号議案　取締役（監査等委員である取締役を含む。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

４．議決権行使についてのご案内

３頁～４頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以　上

経営報告会のご案内

当社は、株主様のご要望にお応えし、株主様向けの経営報告会を午後1時より同会場にて開催いたします。当社の活動内容・戦略などに関してご説明申しあげますので、この機会に是非ご参加いただきますようご案内申しあげます。

◎　当日の受付開始時間は午後０時30分を予定しております。
◎　一昨年より、株主総会並びに経営報告会ご出席の株主様へのお土産をとりやめさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。
◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎　当社は、法定及び当社定款の規定に基づき、添付書類のうち次に掲げる事項を当社ウェブサイト(http://www.well-net.jp/ir/event/meeting.html)に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。
新株予約権等の状況
内部統制システム（業務の適正を確保するための体制）
株主資本等変動計算書
個別注記表
したがって、本提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告及び計算書類の一部であります。
◎　株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.well-net.jp/)において修正後の事項を周知させていただきます。

【議決権行使についてのご案内】

1．郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年９月26日（火曜日）午後６時までに到着するようご返送ください。

2．インターネットによる議決権行使の場合

⑴ インターネットによる議決権行使方法について

①インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（ｉモード、ＥＺｗｅｂ、Ｙａｈｏｏ！ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

【議決権行使サイトＵＲＬ】　http://www.evote.jp/

※「ｉモード」は株式会社ＮＴＴドコモ、「ＥＺｗｅｂ」はＫＤＤＩ株式会社、「Ｙａｈｏｏ！」は米国Ｙａｈｏｏ！Ｉｎｃ．の商標または登録商標です。

②インターネットにより議決権を行使される場合は、平成29年９月26日（火曜日）午後６時までに、議決権行使書用紙に記載された「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って各議案に対する賛否をご入力ください。

③株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

④今回ご案内する「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」は、本総会に関してのみ有効です。

⑵ **議決権行使サイトについて**

①パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、ｐｒｏｘｙサーバーをご利用の場合、ＴＬＳ暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合がございます。

②携帯電話による議決権行使は、ｉモード、ＥＺｗｅｂ、Ｙａｈｏｏ！ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、ＴＬＳ暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

③インターネットによる議決権行使は、平成29年９月26日（火曜日）の午後６時まで受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

④議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

⑶ **複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い**

①郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

②インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

⑷ **インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ**

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、以下のヘルプデスクにお問い合わせください。

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電話　０１２０－１７３－０２７（受付時間　午前９時～午後９時、通話料無料）

（提供書面）

事　業　報　告

（平成28年７月１日から
平成29年６月30日まで）

１．会社の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度、当社事業が立脚する市場においてはスマートフォンの普及に加え、フィンテックの伸展、シェアリングビジネス等の様々な新サービスが誕生するなど時代の大変革期を迎えております。このような情勢のもと、当社は平成28年8月新たなビジネスチャンスに積極果敢にチャレンジする「新中期経営5か年計画（2016年７月－2021年６月）」を発表、重点施策を「電子マネー化時代への対応」「バスＩＴ化プロジェクトの推進」「事業者サイドに立ったコンシューマ向けサービス支援」を強力に推進する活動をしてまいりました。

初年度に当たる当事業年度の経営成績は、売上高10,260百万円（前事業年度比2.6％減）、営業利益1,099百万円（前事業年度比46.5％減）、経常利益は1,239百万円（前事業年度比38.3％減）、当期純利益は869百万円（前事業年度比35.6％減）となりました。

②　設備投資の状況

当事業年度中に当社が実施いたしました設備投資の総額は656百万円であり、その主なものは、情報処理サービス提供目的のソフトウェア及びサーバー設備及びその附属装置であります。

③　資金調達の状況

該当事項はありません。

⑵ 対処すべき課題

【新中期経営５か年計画】（2016年７月-2021年６月）

当社は主として非対面決済及びその周辺を事業ドメインとし、その中で確立したノウハウと実績により業績を伸ばしてまいりました。非対面決済市場は今後も一定の伸長を見込んでおります。当新中期経営５か年計画期間中においては、フィンテックの急速な進展、実用化が見込まれ、またＩｏＴの利活用など、大きな環境変化を新たなビジネスチャンスに変えるための投資を積極的に行うことで、最終年度には経常利益50億円を目標とした成長戦略を実行してまいります。

Ａ．ウェルネットの“フィンテックサービス”「支払秘書」をリリースしました（2017年8月）

今後拡大が確実視される電子マネー・キャッシュレス決済向けに2011年に構想し、その後要件定義・開発を進めてきた「支払秘書」をファーストクライアント：関西電力様として2017年8月3日にサービスインいたしました。

スマートフォンアプリ「支払秘書」はサーバ管理型電子マネーで以下の機能があります。

①提携銀行から即時に電子マネーをチャージ（他の収納機関からもチャージ可能）

②「秘書」のリマインド機能により支払“うっかり忘れ”を防止、回収率向上を実現

③郵送による請求書の発行を「秘書」向けにすることによるコストダウン

本サービスの普及については、関西電力様と協働し払込票で現金決済しているお客様中心に訴求活動を行うなど、積極的な販促活動を開始いたしました。今後は既に当社決済をご導入いただいている事業者様へのご提案（月間800万回に及ぶ決済時にコンシューマが利用する「（当社提供の）支払い方法案内画面」に新たな決済手段として表示）、提携銀行との協働による普及拡大をすると共に（特にコンシューマ向けの）積極的なプロモーションを行うことで、アプリの普及と決済量拡大を強力に推進、次世代ウェルネットを担うサービスに育ててまいります。

Ｂ．バスＩＴ化プロジェクトを積極的に推進

バスＩＴ化プロジェクトの基幹を担う“バスもり！シリーズ”の開発・投入・普及拡大を推進します。2016年8月に投入したスマホアプリサービス“バスもり！コンシェルジュ”に

ついてはＦＭ番組「バスタルジア」の提供、ラッピングバス、各種パンフレット・リーフレットの配布などバス会社と一体となった積極的な販促によりダウンロード数5万件を超え、購入できる路線数も順調に増加しております。

予約、購入、変更、キャンセル等の全てを手元のスマホだけでいつでもどこでも完結できる便利なアプリ“バスもり！コンシェルジュ”はこの一年で更なる進化を遂げました。具体的には2017年3月に提供開始した「スマホ定期」はＪＲバス関東、東北、北海道で導入され、全国の路線バス会社に積極的な営業展開を行っております。

電子チケットの認証方法は、既に提供開始している車載用タブレット端末“バスもり！MONTA”に加え、利用者のスマホだけで完結できる“電子もぎり”機能を2017年11月に投入する予定です。

より多くのコンシューマにこのアプリをダウンロード、ご利用いただく最終目標にむけて“高速バスはスマホで買える”バスもり！コンシェルジュのプロモーションを継続的且つ積極的に行ってまいります。

Ｃ．オープンイノベーション

“ＩｏＴ”“フィンテック”等の大きな波をとらえるため、様々な知見・技術を持つ大学・事業体・企業などとの連携強化でこのビジネスチャンスに的確に対応いたします。ブロックチェーン技術については北海道大学と、ビッグデータ活用、イールドマネジメントなど、ＩＴ利活用によるバス事業及び地方創生に資する共同研究を国立情報学研究所と行ってきた他、当社決済周辺プラットホームの開発・整備を行う企業との連携等を柔軟な形で行うことができるよう、コーポレートベンチャーキャピタルの設立準備も完了いたしました。

Ｄ．システム安定運用

過去の障害の反省から、札幌事業所の体制整備を行ってまいりました。具体的にはＮＴＴアドバンステクノロジ株式会社の支援を得て、札幌事業所の開発スタイルの統一化を図りました。

札幌事業所における体制面においても執行役員を３名に増強、社員の積極的な採用など行ってまいりました。

インフラ面においては従来型の構築手法では激しく変動するトラフィックに対して最適化しきれないとの判断のもと、今後３年計画で柔軟なスケールアップ・分散処理ができる

クラウド利用を検討します。これにより安定稼働と最適なコストパフォーマンスの両立を目指します。

Ｅ．ガバナンス

当社は会社の存在意義と社員の行動指針を“ウェルネットアレテー”として定め、実効性あるガバナンスを目指しております。商材が変われども当社の根幹をなす行動哲学として社員へ浸透させてまいります。

（ウェルネットアレテー）

“あったら便利なしくみ”を作り続けることで社会に貢献します
その「しくみ」を広く世の中に提案・普及させます
そこから得た「利益」を社員、株主、次への投資として配分します

（ウェルネット社員アレテー）

既成概念にとらわれず発想します
まず自分の頭で考え、全体最適な提案をします
議論はオープンに行い「決めるべき人」が決め、組織として実行します
「誰が」「何を」「いつまでに」を常に明確にします
実行結果を検証し、更に改善、を繰り返します
報告は正直、正確、迅速に行います
提供役務と対価を文書化して合意後に取引を行います
清廉を旨とし、接待、贈り物を受けません

Ｆ．地域貢献活動／福利厚生の充実

北海道の高等専門学校に通う経済面で苦労する学生向けに１億円の“ウェルネット奨学金”を設立し、多くの苦学生を支援してまいりました。これら学生からの感謝の手紙により逆に当社が励まされてもおり、素晴らしい関係を築けております。2017年６月期には更に６千万円基金を積み増し、今後も地域社会への貢献を継続してまいります。

また、社員への福利厚生充実の一環として2017年4月に札幌事業所内に企業内保育園「ウェルネットもりの保育園」を開設いたしました。札幌事業所に勤務する社員が安心して仕事ができる環境を整備すると共に、優秀な人材獲得効果も期待しております。

G．経営形態の変更

大きなビジネスチャンス拡大に積極果敢にチャレンジする経営方針において、その意思決定の透明性を高める必要があると考え、またコーポレートガバナンスコードを意識し、当社は2017年9月の株主総会の承認を前提として「監査等委員会設置会社」に移行することといたしました。

取締役会の構成メンバーは社内取締役2名に対し社外取締役3名とし、過半数を社外取締役が占める構成といたします。また積極的な女性登用の姿勢を内外に示す狙いも含め、社内取締役の1名は女性を選出しております。一方で執行役員も増強し目的達成に向けての体制を強化いたしました。

H．収益予想と株主還元（2017年７月から4年間）（2017年７月-2021年６月）

もう一段高い企業価値創生に向けて積極的な経営方針に転換いたします。従来のモノ・サービスを提供する事業者様との緊密な関係に加え、支払者側のコンシューマに直接タッチするスマホアプリを複数投入、それらサービスの認知、普及を目的としたプロモーション、人材獲得及び育成、システムパフォーマンス向上など、業態変革のための投資は相当額に上り、また投資効果最大化のために時宜を得た素早い決断による果敢な投資を行ってまいります。また、M＆Aについても当社の利益成長に貢献すると判断した場合には積極的に対応してまいります。

一方で取り扱うサービス・事業者の増加などにより曖昧になりがちな収益構造の可視化を推進してまいります。

既述のとおり現在訪れている大きなビジネスチャンスを目の前にして“フィンテックサービス”関連などに大規模かつ機動的な投資を行うことをはじめ積極的にリスクをとる経営方針を決定したことから、2018年6月期期初業績予想については開示いたしません。

一方、株主様への配慮として、安心して長期投資をいただくために、今期からの4年間の配当性向を50％以上とし、一株当たりの配当が50円に満たない場合でも50円を配当いたします。この金額は前中期経営3か年計画最終年度である2016年６月期の（特別配当を除く）配当額37円※と比べて35％増となります。

※当社は平成28年７月１日付で株式を1株につき2株の株式分割を行っております。

また、取組課題及びその進捗状況につきましては、株主の皆様、長期投資される機関投資家の皆様にはできる限り正確かつ丁寧に説明させていただくよう心掛けてまいります。

今後も当社はお取引先様、社員、株主の皆様に愛され、期待される企業を目指し、企業価値向上に努めてまいります。今後とも是非当社の積極果敢な挑戦にご期待ください。

⑶ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	単位	第 32 期 (平成26年６月期)	第 33 期 (平成27年６月期)	第 34 期 (平成28年６月期)	第 35 期 (当事業年度) (平成29年６月期)
売　上　高	千円	7,600,629	8,888,769	10,529,005	10,260,276
経　常　利　益	千円	1,488,937	1,520,194	2,007,938	1,239,580
当　期　純　利　益	千円	913,183	938,121	1,350,877	869,688
１株当たり当期純利益	円	46.26	48.37	71.91	46.36
総　資　産	千円	21,360,112	19,667,387	21,104,899	22,457,826
純　資　産	千円	8,194,642	8,218,263	8,485,515	8,780,251
１株当たり純資産額	円	419.22	428.10	453.37	460.36

（注）当社は、平成28年５月19日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成28年７月１日付で株式１株につき２株の株式分割を行っております。
上記「１株当たり当期純利益」・「１株当たり純資産額」は、第32期の期首に株式分割が行われたものと仮定して算定しております。

⑷ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

⑸ 主要な事業内容（平成29年６月30日現在）

＜マルチペイメントサービス＞

コンビニ店頭や郵便局で紙の請求書や振込票を利用して決済するサービスと、電子請求を使いコンビニのKIOSK・POS端末やATM、インターネットバンキング、電子マネー、クレジットカードなどを利用して決済を行うサービスをワンストップで提供しております。

あわせて、送金サービスをスムーズに行う「ネットDE受取サービス」や、「コンビニ現金受取サービス」も提供しております。

⑹ 主要な営業所及び事業所（平成29年６月30日現在）

本　　社	東京都千代田区内幸町一丁目１番７号　ＮＢＦ日比谷ビル26階
札幌事業所	札幌市厚別区下野幌テクノパーク一丁目１番15号

⑺ 使用人の状況（平成29年６月30日現在）

当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名	名増	歳	年
103	20	34.1	4.8

（注）使用人数は就業員数ですが、契約社員及びパート27名（年間の平均人員）を含んでおりません。

⑻ 主要な借入先の状況（平成29年６月30日現在）

該当事項はありません。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（平成29年６月30日現在）

① 発行可能株式総数　54,624,000株

② 発行済株式の総数　19,400,000株

（注）平成28年５月19日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成28年７月１日付で株式１株につき２株の株式分割を行っております。

③ 株主数　7,895名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	963,900	5.1
株式会社三井住友銀行	928,600	4.9
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	812,200	4.3
東京中小企業投資育成株式会社	613,600	3.2
MSCO CUSTOMER SECURITIES	611,400	3.2
株式会社北洋銀行	598,400	3.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	552,900	2.9
宮澤一洋	468,700	2.5
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	409,500	2.2
日本生命保険相互会社	340,200	1.8

（注）１．当社は、自己株式505,158株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。
２．持株比率は、自己株式505,158株を控除して計算しております。
３．当社が平成22年６月18日開催の取締役会において、「株式給付信託（J-ESOP）」を導入することを決議したことに伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（以下「信託口」という）が平成22年６月25日付で当社株式1,000株を取得しております。なお、上記自己株式数505,158株には、平成29年６月30日現在において信託口が所有する当社株式192,600株を含めておりません。

⑵ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年６月30日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	宮澤　一洋	
取締役	滝島啓介	営業部長
取締役	猪飼俊哉	管理部長
取締役	芳西　崇	札幌事業所長
取締役	小澤幹人	弁護士（弁護士法人港国際法律事務所所属） 株式会社エイトレッド社外監査役
常勤監査役	栗山浩一	株式会社国際デザインセンター社外監査役
監査役	埴原義夫	正栄食品工業株式会社社外取締役
監査役	佐藤元宏	前田建設工業株式会社　社外監査役 株式会社不二家　社外監査役 公認会計士佐藤元宏事務所　所長

（注）１．取締役小澤幹人氏は、社外取締役であります。
２．監査役全員は、社外監査役であります。
３．常勤監査役栗山浩一氏及び監査役埴原義夫氏は、金融業界で培ってきた専門知識及び経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．監査役佐藤元宏氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．当社は、取締役小澤幹人氏並びに監査役栗山浩一氏、埴原義夫氏及び佐藤元宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、独立役員全員は、親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等には該当しないことから、独立性が高く、一般株主との利益相反の生じる恐れがないと判断しております。
６．当社は、平成27年９月28日開催の第33回定時株主総会において、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役を１名選任しております。
補欠監査役　　森　俊明
７．当事業年度中の取締役及び監査役の異動は以下のとおりであります。
・監査役赤澤正通氏は、平成28年９月28日開催の第34回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
・芳西崇氏は、平成28年９月28日開催の第34回定時株主総会において、取締役に選任され就任いたしました。
・佐藤元宏氏は、平成28年９月28日開催の第34回定時株主総会において、監査役に選任され就任いたしました。

8．当社は執行役員制度を導入しています。平成29年６月30日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地　位	氏　名	担　当
執行役員	滝島　啓介	営業部長（※）
執行役員	猪飼　俊哉	管理部長（※）
執行役員	芳西　崇	札幌事業所長（※）
執行役員	柿木　友彦	札幌事業所技術統括
執行役員	小山　貴夫	フィンテック・決済基盤 管轄

（注）※印の各氏は、取締役を兼務しております。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額	摘　　要
取　　締　　役	5名	89,132千円	うち社外1名5,850千円
監　　査　　役	4名	14,050千円	うち社外4名14,050千円
合　　計	9名	103,182千円	

（注）1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、平成20年9月27日開催の第26回定時株主総会決議において年額200,000千円以内と決議いただいております。また別枠で、平成23年9月23日開催の第29回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額30,000千円以内と決議いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、平成18年9月25日開催の第24回定時株主総会決議において年額30,000千円以内と決議いただいております。
4．上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
・ストック・オプションによる報酬額9,895千円
（取締役4名に対して9,895千円（うち社外なし））

ロ．社外役員が親会社または子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び各社外監査役ともに同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

④ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
・取締役小澤幹人氏は、弁護士（弁護士法人港国際法律事務所所属）及び株式会社エイトレッドの社外監査役を兼務しております。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
・監査役栗山浩一氏は、株式会社国際デザインセンターの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・監査役埴原義夫氏は、正栄食品工業株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役佐藤元宏氏は、前田建設工業株式会社及び株式会社不二家の社外監査役及び公認会計士佐藤元宏事務所所長であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動内容
取締役	小澤幹人	当事業年度に開催された取締役会20回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的な見地から、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提案を行っております。
常勤監査役	栗山浩一	当事業年度に開催された取締役会20回全て、監査役会15回全てに出席いたしました。金融業界で培ってきた専門知識と経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について、必要な発言を行っております。
監査役	埴原義夫	当事業年度に開催された取締役会20回全て、監査役会15回全てに出席いたしました。金融業界で培ってきた専門知識と経験から、適宜発言を行っております。
監査役	佐藤元宏	平成28年９月28日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回全て、監査役会11回全てに出席いたしました。公認会計士としての豊富な経験と知識から、専門的な発言を行っております。

⑶ 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	19,800千円
・当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,800千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

④ 会計監査人が過去２年間に業務の停止の処分を受けたものである場合における当該処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

イ．処分対象

新日本有限責任監査法人

ロ．処分の内容

・３ヶ月の業務の一部停止

契約の新規の締結に関する業務の停止（平成28年１月１日から同年３月31日まで）

・業務管理体制の改善命令

ハ．処分の理由

・他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため

・同監査法人の運営が著しく不当と認められたため

貸借対照表

（平成29年６月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	**【20,753,711】**	**【流動負債】**	**【13,513,128】**
現金及び預金	15,848,163	買掛金	464,637
売掛金	457,038	営業未払金	456,332
営業未収入金	233,052	未払金	252,644
有価証券	2,999,842	未払費用	13,240
商品	2,677	前受金	1,707
仕掛品	6,970	預り金	760,668
貯蔵品	1,553	収納代行預り金	11,381,496
前払費用	43,295	その他	182,400
繰延税金資産	4,022	**【固定負債】**	**【164,446】**
その他	1,157,095	長期未払金	119,007
【固定資産】	**【1,704,114】**	株式給付引当金	35,925
（有形固定資産）	**(415,448)**	資産除去債務	6,946
建物	144,444	その他	2,567
構築物	763	**負債合計**	**13,677,574**
工具、器具及び備品	133,700	**純資産の部**	
土地	136,266	科目	金額
建設仮勘定	273	**【株主資本】**	**【8,698,293】**
（無形固定資産）	**(829,571)**	**資本金**	**667,782**
ソフトウェア	828,020	**資本剰余金**	**3,509,216**
その他	1,551	資本準備金	3,509,216
(投資その他の資産)	**(459,094)**	**利益剰余金**	**5,203,332**
投資有価証券	206,292	利益準備金	22,010
出資金	71,664	その他利益剰余金	5,181,322
長期前払費用	25,048	特別償却準備金	3,130
差入保証金	48,562	別途積立金	3,160,000
繰延税金資産	86,496	繰越利益剰余金	2,018,191
その他	21,030	**自己株式**	**△682,037**
		【評価・換算差額等】	**【129】**
		その他有価証券評価差額金	**129**
		【新株予約権】	**【81,828】**
資産合計	**22,457,826**	**純資産合計**	**8,780,251**
		負債・純資産合計	**22,457,826**

損 益 計 算 書

（平成28年７月１日から
平成29年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**10,260,276**
売上原価		**7,673,962**
売上総利益		**2,586,313**
販売費及び一般管理費		**1,487,153**
営業利益		**1,099,160**
営業外収益		
受取利息	1,828	
有価証券利息	9,816	
受取配当金	129	
偶発損失引当金戻入益	39,958	
還付消費税等	88,436	
その他	3,659	**143,828**
営業外費用		
支払利息	0	
投資事業組合運用損	3,335	
その他	72	**3,408**
経常利益		**1,239,580**
税引前当期純利益		**1,239,580**
法人税、住民税及び事業税	314,189	
法人税等調整額	55,701	**369,891**
当期純利益		**869,688**

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年８月28日

ウェルネット株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　川　井　克　之　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　福　本　千　人　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ウェルネット株式会社の平成28年７月１日から平成29年６月30日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正または誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年７月１日から平成29年６月30日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年８月28日

ウェルネット株式会社　監査役会

常勤監査役　栗　山　浩　一　㊞

監　査　役　埴　原　義　夫　㊞

監　査　役　佐　藤　元　宏　㊞

（注）常勤監査役栗山浩一、監査役埴原義夫並びに佐藤元宏は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は平成28年８月に公表した「新中期経営５か年計画」（2016年７月－2021年６月）において、積極的にリスクをとってもう一段高い企業価値創生に挑んでいく経営方針を掲げておりますが、株主の皆様への配慮として、安心して長期投資をいただくために、「新中期経営５か年計画」の期間の配当性向を50％以上とし、１株当たりの配当が50円に満たない場合でも50円を配当することとしております。

新中期経営５か年計画の初年度にあたる当期の配当につきましては、1株当たりの普通配当を50円といたしたいと存じます。

この金額は前中期経営3か年計画最終年度である平成28年６月期の（特別配当を除く）配当額37円※と比べて35%増となります。

※当社は平成28年７月１日付で株式１株につき２株の株式分割を行っております。

期末配当に関する事項

⑴　配当財産の種類

金銭

⑵　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき普通配当50円

なお、この場合の配当総額は、944,742,100円となります。

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年９月28日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1)当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

(2)より迅速な意思決定を行うことで、資本政策及び配当政策を図るため、会社法第４５９条第１項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第38条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。

(3)条文の新設及び削除に伴い、条数の変更等を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１章　総則	第１章　総則
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
（機関）	（機関）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査役 ３．監査役会 ４．会計監査人	第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査等委員会 （削除） ３．会計監査人
第５条～第18条　（条文省略）	第５条～第18条　（現行どおり）
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（取締役の員数）	（取締役の員数）
第19条　当会社の取締役は、１０名以内とする。	第19条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、１０名以内とする。 ②当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする
（新設）	

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役の選任） 第20条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ②（条文省略） ③（条文省略）	（取締役の選任） 第20条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。 ②（現行どおり） ③（現行どおり）
（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。 （新設） （新設）	（取締役の任期） 第21条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ③任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 ④補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（代表取締役及び役付取締役） 第22条　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 ②（条文省略） ③取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定し、また必要に応じ、取締役会長１名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	（代表取締役及び役付取締役） 第22条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。 ②（現行どおり） ③取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役社長１名を選定し、また必要に応じ、取締役会長１名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第23条　（条文省略）	第23条　（現行どおり）
（取締役会の招集通知）	（取締役会の招集通知）
第24条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	第24条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
	（重要な業務執行の決定の委任）
（新設）	第25条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、重要な業務執行（同条第５項各号に定める事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
（取締役会の決議の方法）	（取締役会の決議の方法）
第25条　（条文省略）	第26条　（現行どおり）
（取締役会の決議の省略）	（取締役会の決議の省略）
第26条　当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該取締役会の決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	第27条　当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該取締役会の決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。
第27条　（条文省略）	第28条　（現行どおり）
（取締役の報酬等）	（取締役の報酬等）
第28条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	第29条　取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第29条　（条文省略）	第30条　（現行どおり）
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査等委員会
	（常勤監査等委員）
（新設）	第31条　監査等委員会は、監査等委員の中から常勤監査等委員を選定することができる。
	（監査等委員会の招集通知）
（新設）	第32条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新設）	（監査等委員会の決議の方法） 第33条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（新設）	（監査等委員会規程） 第34条　監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
（監査役の員数） 第30条　当会社の監査役は、４名以内とする。	（削除）
（監査役の選任） 第31条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③当会社は、会社法第３２９条第３項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 ④前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。	（削除）
（監査役の任期） 第32条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（削除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第３項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。	
（常勤監査役） 第33条　監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。	（削除）
（監査役会の招集通知） 第34条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	（削除）
（監査役会の決議の方法） 第35条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削除）
（監査役会規程） 第36条　監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削除）
（監査役の報酬等） 第37条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（監査役の責任免除） 第38条　当会社は、取締役会の決議により、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第４２３条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。	（削除）
②当会社は、監査役との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額を限度とする。	（削除）
第39条～第41条　（条文省略）	第35条～第37条　（現行どおり）
（新設）	（剰余金の配当等の決定機関） 第38条　当会社の剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
第42条　（条文省略）	第39条　（現行どおり）
（中間配当） 第43条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年１２月３１日を基準日として中間配当をすることができる。	（中間配当の基準日） 第40条　当会社の中間配当の基準日は、毎年１２月３１日とする。
第44条　（条文省略）	第41条　（現行どおり）
（新設）	附則（監査役の責任限定契約に関する経過措置） 当会社は、第35回定時株主総会終結前の行為に関し、会社法第427条第1項の規定により監査役との間にて締結済みの賠償責任を限定する契約（当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額）については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条の定めるところによる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員５名は定款変更の効力が発生した時に任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名の選任をお願いするものであります。

本議案に係る決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況	
1	みやざわ　かずひろ 宮澤　一洋 （昭和35年２月24日生） 再任	昭和58年３月　東洋計器㈱入社 平成８年３月　㈱一髙たかはし入社 平成８年９月　当社取締役営業部長就任 平成21年９月　当社代表取締役社長就任（現任）	所有する当社の株式数 468,700株 取締役会への出席状況 20/20回
	【取締役候補者とした理由】 宮澤一洋氏は平成8年9月から当社取締役営業部長として、現在の当社の中核スキームを考案、推進、拡大してまいりました。また、平成21年9月の代表取締役社長就任後は的確な経営判断により、当社の業績拡大に尽力してまいりました。さらに、現在推進中の新中期経営5か年計画についても、強いリーダーシップによって牽引していることから、取締役候補者といたしました。		
2	たかはし　しずよ 高橋　静代 （昭和37年２月24日生） 新任	昭和60年４月　チェースマンハッタン銀行東京支店入社 平成２年12月　中央クーパース・アンド・ライブランドコンサルティング㈱入社 平成６年10月　フューチャーシステムコンサルティング㈱（現フューチャーアーキテクト㈱）入社 平成16年１月　同社執行役員就任 平成28年１月　㈱ビジネスブレイン太田昭和入社 平成29年７月　当社入社　管理部部長代理（現任）	所有する当社の株式数 -株
	【取締役候補者とした理由】 高橋静代氏は会計事務所系、またITコンサルティング会社において、様々な会社の課題解決を、コンサルティングにとどまらず、具体的なＩＴソリューションの開発、運用定着までを手掛ける多くの実績を積んでおります。プロジェクトマネージャー、事業部長等を歴任し、予算責任、組織運営・管理経験豊富で、東証一部上場企業の執行役員に就任、さらに人材をとりまとめる本部長として、人事制度改革のほか、採用、教育、人事評価といった人事強化策運営の実績があります。 当社の今後の発展に不可欠である管理会計導入、社内業務のリレーショナル化、自動化、人事制度の刷新による人材面の強化を期待できることから、取締役候補者といたしました。		

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．「所有する当社の株式数」については、平成29年６月30日現在の所有株式数を記載しております。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況	
1	安藤（あんどう）　均（ひとし） （昭和31年11月１日生） 新任	昭和55年４月　日本開発銀行（現㈱日本政策投資銀行）入行 平成17年４月　㈱テクノロジー・アライアンス・インベストメント入社 平成18年３月　同社　常務執行役員（管理担当）就任 平成19年10月　㈱大島造船所入社　財経部長就任 平成19年12月　同社　取締役財経部長就任 平成28年６月　協和㈱入社　常勤監査役就任 平成29年９月　同社　常勤監査役退任（予定） （重要な兼職の状況） 株式会社総合開発機構　非常勤監査役	所有する当社の株式数 -株
	【社外取締役候補者とした理由】 安藤均氏は金融機関において長年、金融実務を経験してきた実績のほか、業務管理、リスク管理等の実務経験を有し管理面の強化に実績を上げてきており、また、一般企業において総務、財務、経理のマネジメント、担当役員、取締役としての経験も有しており、現職においては常勤監査役の実績を有しております。そのような、幅広い経験及び見識を踏まえ、今回移行する監査等委員会制度における公正かつ透明性の高い経営判断を期待できることから、社外取締役（常勤監査等委員）候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況	
2	佐藤元宏 （昭和22年2月21日生） 新任	昭和49年10月　公認会計士２次試験合格 監査法人千代田事務所入所 昭和53年７月　公認会計士　３次試験合格 平成９年５月　中央監査法人　評議員就任 平成17年９月　中央青山監査法人　理事長代行就任 平成20年９月　新日本監査法人　常務理事就任 平成23年６月　同法人退職 公認会計士佐藤元宏事務所開設 所長就任（現職） 平成28年９月　当社　社外監査役就任（現任） （重要な兼職の状況） 前田建設工業株式会社　社外監査役 株式会社不二家　社外監査役 公認会計士佐藤元宏事務所　所長	所有する当社の株式数 -株 取締役会への出席状況 13/13回 監査役会への出席状況 11/11回
	【社外取締役候補者とした理由】 佐藤元宏氏は公認会計士としての専門知識、豊富な経験、複数監査法人の経営管理職を歴任されたほか、他社の社外監査役としての豊富な経験を有しており、企業会計、監査業務に精通されておられます。同氏は、社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験は有りませんが、企業において発生する問題の多くについて実体験をもってご存知であり、その経験による指導は当社のガバナンス強化・維持に大変有益です。平成28年9月からは当社の社外監査役として、取締役会において積極的かつ的確な指摘を行ってきており、当社経営の監督・監査に多大な貢献をされております。これらの経験及び実績を今回移行する監査等委員会制度における公正かつ透明性の高い経営判断を期待できることから、社外取締役（監査等委員）候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況	
3	花澤 隆（はなざわ たかし） （昭和26年５月９日生） 新任	昭和51年４月　日本電信電話公社（現日本電信電話㈱）入社 平成19年６月　同社　取締役　研究企画部門長 平成19年９月　ＮＴＴアドバンステクノロジ㈱　代表取締役副社長 平成22年６月　同社　代表取締役社長 平成27年６月　同社　取締役相談役 平成28年６月　同社　取締役相談役退任 （重要な兼職の状況） 本多通信工業株式会社　社外取締役	所有する当社の株式数 -株
	【社外取締役候補者とした理由】 花澤隆氏は日本電信電話株式会社において、長年ネットワーク技術分野を中心とした研究開発に携わってきました。また同社取締役研究企画部門長、ＮＴＴアドバンステクノロジ株式会社代表取締役社長を歴任され、経営者としての見識、実績も豊富に有しておられます。また、昨年当社顧問にご就任いただき、札幌事業所のマネジメントや技術経営に関し、システムに知見のある経営者として、的確な指導、助言を数多くいただきました。これらの経験及び実績を当社のシステム開発運営面の高度化に活かしていただくと共に、今回移行する監査等委員会制度における公正かつ透明性の高い経営判断を期待できることから、社外取締役（監査等委員）候補者といたしました。		

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．安藤均氏、佐藤元宏氏、花澤隆氏は、社外取締役候補者であります。
３．安藤均氏、佐藤元宏氏、花澤隆氏が社外取締役に就任した場合、当社定款の規定に基づき、当社は３氏との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
４．当社は、佐藤元宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、安藤均氏、花澤隆氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合は、当社は両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、すべての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	
山本（やまもと）　強（つよし） （昭和28年12月16日生）	昭和53年４月　富士通株式会社入社 昭和57年４月　北海道大学工学部講師 昭和61年６月　同大学工学博士 昭和61年12月　同大学助教授 平成元年７月　同大学大型計算機センター助教授 平成８年４月　同大学大型計算機センター教授 平成11年４月　同大学大学院工学研究科教授 平成16年４月　同大学大学院情報科学研究科教授 平成29年４月　同大学大学院情報科学研究科特任教授・名誉教授 （重要な兼職の状況） 特定非営利活動法人北海道カルチャーナイト代表理事 特定非営利活動法人札幌ITフロント代表理事	所有する当社の株式数 10,000株
	【補欠の社外取締役候補者とした理由】 山本強氏は企業経営に直接関与された経験はありませんが、当社ビジネスの根幹である情報技術に関する豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の監査に反映していただけるものと判断し、当社の補欠の社外取締役候補者として選任いたしました。また山本強氏は、ブロックチェーン技術を活用したプラットホーム実用化に向けた当社との共同研究者であります。	

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．山本強氏は、補欠の監査等委員である取締役候補者であります。

３．山本強氏が補欠の監査等委員である取締役に就任した場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠に代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、年額200,000千円以内とさせていただきたいと存じます。この金額は平成20年9月27日開催の第26回定時株主総会においてご承認いただいた取締役の報酬限度額と同額です。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

なお、現在の取締役の員数は５名ですが、第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名選任の件」が原案どおり承認可決されますと取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は２名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額50,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、第２号議案「定款一部変更の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」の効力が発生しますと、監査等委員である取締役の員数は３名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件とするものといたします。

第８号議案　取締役（監査等委員である取締役を含む。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役等の報酬の額は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに報酬限度額について、第６号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の設定の件」、第７号議案「監査等委員である取締役の報酬等の設定の件」として付議しておりますが、今般、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、また上記報酬限度額とは別枠で年額30,000千円以内を限度として、監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の交付のための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

なお、本件、譲渡制限付株式の交付のための報酬額の限度額は、平成23年９月23日開催の第29回定時株主総会においてご承認いただいたストック・オプション報酬額としての限度額と同額とし、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の発行は停止することといたします。

本議案に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。以下、「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額30,000千円以内、うち監査等委員でない取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額20,000千円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、監査等委員である取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額10,000千円以内といたします。また、対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、監査等委員でない取締役については取締役会、監査等委員である取締役については監査等委員会において決定することといたします。

また当該譲渡制限付株式報酬を支給された対象取締役は、当該金銭報酬に係る金銭報酬債権（但し、単元株式数の株式に係る払込金額に満たない金額等を除く。）を、当社株式を取得するための出資財産として、現物出資の方法により払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は、年30,000株以内とし、その１株当たりの払込金額は、各取締役会又は監査等委員会決議の日の前営業日における東京証券取引市場第１部における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、監査等委員でない取締役については取締役会、監査等委員である取締役については監査等委員会において決定いたします。

またこれによる当社の普通株式の発行または処分にあたっては、おおむね以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を当社と対象取締役の間で締結するものといたします。

(1)対象取締役は、原則として１年間（当社取締役会にて定める期間であり、以下、「譲渡制限期間」という。）、当社譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為を行うことができない。

(2)対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に、当社及び当社の子会社の取締役、執行役員並びに使用人のいずれの地位をも喪失した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）を当然に無償で取得する。

　また、本割当株式のうち、譲渡制限期間が満了した時点において、下記（３）記載の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3)当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員もしくは使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部又は一部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社及び当社の子会社の取締役、執行役員並びに使用人のいずれの地位をも喪失した場合には、譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以上

メ　　モ

株主総会会場ご案内略図

会場　東京都千代田区丸の内三丁目５番１号
東京国際フォーラム　ホールＤ５



最寄駅　ＪＲ線(山手線･京浜東北線)有楽町駅 国際フォーラム口より徒歩１分
東京メトロ有楽町線　　有楽町駅 Ａ４ｂ出口より徒歩１分※
※地下通路で東京国際フォーラム地下１階と連絡しております。

ＪＲ線東京駅丸の内南口(徒歩５分)、東京メトロ日比谷線日比谷駅(徒歩５分)、都営地下鉄三田線日比谷駅(徒歩５分)からもご来場いただけます。

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。